

○内閣府告示第十七号

国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）第一条第一号ロ(1)の規定に基づき、国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(1)の内閣総理大臣が定める要件を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

国家戦略特別区域法施行規則第一条第一号ロ(1)の内閣総理大臣が定める要件

1 国家戦略特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第一条第一号ロ(1)の内閣総理大臣が定める要件は、次のとおりとする。

一 当該事業実施計画が次のいずれにも該当する法人が実施しようとする事業に係るものであること。

イ 特定多国籍企業（我が国において新たに規則第一条第一号ロ(1)に規定する事業（以下「統括事業」

という。）を行うため、当該統括事業を行う法人を設立しようとする当該特定多国籍企業に限り、そ

の親法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。

）により我が国において設立される法人（当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及

び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うために、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。）の過半数を保有している法人が、当該設立される法人、当該特定多国籍企業（内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下このイにおいて同じ。）に限る。）又は当該特定多国籍企業の子法人等（内国法人に限る。）又は当該特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人（内国法人に限る。）に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間（事業実施計画に記載された事業実施期間をいい、当該事業実施期間が三年を超える場合には事業実施計画の提出の日から三年間とする。ロにおいて同じ。）中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。）

ロ 統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人として、次のいずれかに該当する法人

(1) 統括事業における雇用の確保に資する法人として、次のいずれにも該当する法人

(i) 統括事業に常時使用する従業員の数の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては十人

以上、その最終年度においては十八人以上である法人

- (ii) 統括事業に常時使用する従業員の年間の給与の合計額の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千万円以上、その最終年度においては一億五千万円以上である法人
 - (iii) 統括事業に常時使用する従業員が国内に居住する者である法人
 - (iv) 統括事業に常時使用する従業員が外国人である場合には、当該外国人が統括事業の実施に必要な在留資格を有する者である法人
- (2) 統括事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する計画において、取得価額（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が、機械又は装置にあつては二千万円以上、建物及びその附属設備又は構築物にあつては一億円以上であるものを取得することが見込まれる法人
- ハ 資本金の額が一億円以上の法人
- ニ 特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として、次のいずれかに該当する法人
- (1) 当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人
 - (2) 当該特定多国籍企業及びその子法人等が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している

法人（(1)に掲げる法人を除く。）

二 規則第三条第一項第五号に掲げる書類として、別記様式による統括事業に関する計画書が添えられていること。

2 前項第一号イ及びニ並びに第四項の「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

一 法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域（以下「国等」という。）以外の国等に当該法人（次項において「特定法人」という。）の子法人等を設立している法人

二 国際的規模で事業活動を行っていると思われる法人として、法人及びその子法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する国等を含む二以上の国等に主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該事業を行うに必要なと認められる当該事業に従事する者を有していることその他事業活動を行うために必要な実施体制を整備しているもの

三 高度な知識又は技術を有すると認められる法人として、我が国以外の国等における統括事業の実施に關し相当の実績（その子法人等による実績を含む。）を有するもの

3 第一項第一号イ及びニ並びに前項の「子法人等」とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

一 特定法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二 特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、前号に掲げる法人を除く。）

三 特定法人の総株主等の議決権の過半数を保有している法人及び特定法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

四 特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、第一号に掲げる法人を除く。）

4 第一項第一号イの「親法人等」とは、次のいずれかに該当する法人とする。

一 当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二 当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人

三 前号に掲げる法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人（当該特定多国籍企業を

除く。)

四 当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している他の法人(当該特定多国籍企業及び前三号に掲げる法人を除く。)

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

統括事業に関する計画書

1 申請者の基本情報

(1) 申請者の基本情報	
イ) 資本金： ロ) 常時雇用する従業員数： ハ) 業種： ニ) 決算月： ホ) 事業目的： ヘ) 連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）：	ト) 法人設立登記時期 年 月
チ) 法人設立等の形態	<input type="checkbox"/> 個人企業を法人組織とする法人でないこと <input type="checkbox"/> 合併、会社分割、現物出資又は事業譲渡等により設立する又は事業を確立する法人でないこと <input type="checkbox"/> 特定多国籍企業により設立された法人であること
(2) 申請者に関する出資関係図	
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; margin: 0 auto; padding: 5px; text-align: center;"> 最上位の者 _____ (国籍：) </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> $\%$ <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> (国籍：) </div> <div style="text-align: center;"> $\%$ <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> (国籍：) </div> <div style="text-align: center;"> $\%$ <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> (国籍：) </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> $\%$ <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div> (国籍：) </div>	
注1 統括事業の実施に伴い設立する予定の法人についても記載すること。 2 申請する者の子法人等に該当する全ての法人について記載するとともに、「最上位の者」の欄には、それらの法人のうちほかの法人に議決権の過半数を保有されていない法人を記入すること。 3 出資関係の実態に応じて適宜上記図を修正して記載すること。	

	4 「国籍」には、その法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は地域を記載すること。	
(3) (2) に記載の法人の基本情報 (統括事業を行う子法人等を除く)		
	①名称、②住所、③代表者名、④連絡先 (電話番号、FAX番号、担当者名)、⑤資本金、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	⑨概況説明
1		
注 (2) に記載の法人が複数いる場合には、1者ごとに繰り返し欄を設けて記載すること。		
(4) 国際的規模で事業活動を行っていること		
	本店又は主たる事務所が所在する国等を含む二以上の国等に有する主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該事業に従事する者	
	イ 事務所、店舗、工場その他の固定施設の概要	ロ 主たる事業に従事する者 (人)
申請者		
子法人等		
注 子法人等ごとに繰り返し欄を設けて記載すること。		
(5) 高度な知識又は技術を有すること		
	我が国以外の国又は地域における統括事業の実施に関し実績を有する法人	<input type="checkbox"/>
注 その内容を証する資料を添付すること。		

2 統括事業計画

(1) 事業名
(2) 統括事業の内容
①統括事業の具体的内容
②統括事業に係る出資計画

注 各事業年度における出資額等について3「統括事業に係る出資計画」に記載すること。
(3) 統括事業に常時使用する従業員に関する事項
①統括事業に常時使用する従業員の数(見込み)
注 各事業年度における従業員の数(見込み)について4「統括事業に係る雇用計画」に記載すること。
(4) 実施計画
実施計画の概要

3 統括事業に係る出資計画

(1) 計画期間内の各年度における資本金規模と用途(見込み)

申請者と出資関係のある者からの出資の対象者	初年度 (年 月期)	2年目 (年 月期)	3年目 (年 月期)	計
①子法人等				
②被統括法人(内国法人に限る。)				
③申請者又は申請者の子法人等と出資関係のある者(①及び②に該当する者を除き、内国法人に限る。)				
計				

(2) 上記の投下する資本金の用途としての工場・建物・設備への投資予定の有無

有 無

4 統括事業に係る雇用計画(該当する法人のみ)

(1) 統括事業に常時使用する従業員の数(見込み)

	初年度 (年 月期)	2年目 (年 月期)	3年目 (年 月期)	4年目 (年 月期)	5年目 (年 月期)
従業員数					
従業員数のうち我					

が国に居住する者の数					
従業員総数に係る年間給与支給総額					

5 資金計画

(単位：百万円)

調達方法	資金の借入れ	自己資金	その他	合計	備考
費用					
所要額					

注 「資金の借入れ」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には、出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。